

平成25年度 納税通知書を送付します

納税通知書には、課税の根拠、税率、年税額、納期、納期ごとの税額、納付場所のほか、納期限までに納付しなかった場合の措置や課税内容に不服がある場合の申し立ての手続きなどについて記載しています。

町県民税

納税義務者 1月1日現在、町内に居住し、平成24年中に一定以上の所得があった人。

※平成25年1月2日以降に町外に転出した人
⇒平成25年度分は、益城町で課税されます。

※平成25年1月2日以降に亡くなられた人
⇒平成25年度分は、課税されます。この場合、納税通知書は、相続人に送付されます。

発送時期 6月上旬に送付します。

※町県民税を給与から特別徴収(天引き)されている人の納税通知書は、5月中旬に当該事業所へ送付します。

固定資産税

納税義務者 1月1日現在において、町内に土地・家屋・償却資産を所有している人。

発送時期 5月上旬に送付します。

免税点 それぞれの課税標準額が、右の金額に満たない場合は課税されません。

土地	30万円
建物	20万円
償却資産	150万円

国民健康保険税

納税義務者 国民健康保険に加入している人がいる世帯の世帯主(世帯主本人が社会保険や後期高齢者医療に加入されていても世帯主へ送付します)。

発送時期 5月中旬に、仮算定(第1期、第2期)分を送付します(この2回分の税額は、昨年度の税額を参考に仮算定したものです)。

本年度(平成25年4月以降に加入した人を含む)の保険税額は7月に決定しますので、第3期以降の9回分をまとめて7月中旬に送付します。

問い合わせ先

役場税務課 ☎ 286-3111
住民税係 内線 141・142・355
納税係 内線 143・144
固定資産税係 内線 145・146

軽自動車税

納税義務者 4月1日現在において、バイクや軽自動車などを所有している人。

発送時期 5月中旬に送付します。

軽自動車税納税証明書

(継続検査(車検)用)について

●金融機関等の窓口で納付する人

納税通知書の下部分が納税証明書になっています。

●口座振替で納付する人

6月中旬ごろ、納税義務者あてに送付します。

※6月上旬に車検を受ける人へ

口座振替の人で、5月31日から6月上旬に車検の場合は、「車検用の納税証明書」を発行しますので、**口座振替が済んでいることが確認できる通帳・車検証・印かん**を税務課納税係まで持参してください。

軽自動車税の減免制度

●次の①②のいずれかに該当する軽自動車などについては、納期限前7日(5月24日)までに申請されると軽自動車税が減免されます。なお、減免は普通車を含め1人1台に限りです。

①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、一定要件に該当する人が所有または使用されている軽自動車等(一定要件については、役場へお問い合わせください。)

②その構造が専ら障がい者などの利用に供するためのものである軽自動車など

●必要書類

障害者手帳など・免許証・印かん・納税通知書

4月号の訂正とお詫び

町税口座振替申し込みについて一部誤りがありましたので、訂正してお詫びします。

軽自動車税については、「はがきタイプ」の口座振替依頼書は同封しません。口座振替を希望する人は、従来どおり各指定金融機関窓口で申し込みするか、税務課にお問い合わせください。